



Q1

途上国の支援と聞くと、インフラ整備など物を作ったり提供したりするイメージがあります。目に見えない法制度を扱う法整備支援はどんな活動をしているのですか？

伊藤 私が協力してきたラオスのプロジェクトでは、民法典の作成を支援しています。今ある家族法、相続法、契約法、財産法などさまざまな分野に分かれていた法律を見直して、新しく一つにまとめているんです。2012年から始まり、今ようやく完成が近づいています。

小澤 真つさらな状態から作り上げるのは大変そうですね。

磯井 基本的には、まず現地の人が作成した草案を英語や日本語に翻訳して、日本の法律家や学者といった専門家と一緒に議論しながら作ります。ただ、カンボジアの場合は、内戦や虐殺によって草案を作ることができない人材を多く失ったので、日本の学者が作成した草案を基に、カンボジア側のコメントを反映させながら作っていました。そういった経緯もあり、カンボジアでの民法起草支援は、国会での審議や関連法の整備などを含めると12年もかかりました。

伊藤 ただ、法整備支援は皆さんがイメージするような「法律をつくる」だけではありません。ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士といった法律家の人材育成にも力を入れています。途上国では、大学などでの教育環境が整っていない、法律に関する文献が少ないといった問題もあるんです。

磯井 私もカンボジアでは、現地の弁護士向けのセミナーを開いたり、法律に関する教材を作成したりしました。モンゴルでは、弁護士会のサービス向上や、調停制度を導入するプロジェクトなど、幅広い支援を行いました。ところで、学生の皆さんに聞いてみたいのですが、法整備支援はなぜ必要

それと、私は限られた時間でラオス語を勉強しました。その国の法律が現地の言葉でどう記されているのに関心を持つことは、長年培われてきた文化を知る意味でも大切だと思います。

山部 日本ならではの法整備支援の強みは何かありますか？

磯井 明治維新後に欧米の法制度を取り入れ、日本の文化や風土に合う形に変えながら根付かせたことは、日本のユニークな特徴です。日本自身も外から学び、試行錯誤しながら法整備を進めていった経験は、他のアジア諸国が今ある制度を変えながら社会を発展させていく上で、参考になると思います。

伊藤 日本側の体制も強みだと思います。磯井さんがモンゴルやカンボジア、私がラオスに派遣されていたように、法律実務家が長期専門家として現地に駐在し、日々一緒に活動する日本の支援は、同じ法律家同士でいろいろ相談できる点が、現地の人から評価されています。そして、私たちが大切にしているのが、現地の人たちのオーナーシップです。彼ら自身の力で自分たちの国に合った法律をつくり、国の法律家を育てていく。そのために、さまざまな国の情報を共有したり、問題提起をしたりしながら、彼らの努力をサポートすることが法整備支援だと思っています。

小澤 現地の文化に合わせた結果、日本にはない特色を持つ法律が出来上がったという事例はありますか？

磯井 特に結婚や家族に関しては、国によって考え方が異なります。例えば、日本が起草を支援しているネパールの新しい民法では、一夫一妻制を原則とする方針ですが、それと同時に、既婚男性が別の女性と再婚した場合は、一番目の妻も夫から生活費を受け取れるとする意見があり、議論になりました。一見矛盾しているようですが、一番目の妻が自立して仕事を見つけることが難しいという社会構造を考慮した上での意見だったのだ

要だと思いませんか？

荒井 法律は善悪の判断基準として、人々の生活に不可欠なものだと思いますが、他の国への支援となると、日本側へのメリットにも着目してしまっています。国際的な取引では、お互いに納得できるルールがなければ成り立たないと思いますし。

山部 私も、経済に関する法律は貿易の際などに重要だと思いますが、民法の整備を支援すること、日本にとつての必要性はよく分かりません。

伊藤 確かに、相手国が求めている支援がその国のためになるというだけでなく、日本政府の支援の方針に合っているか、日本企業などの海外展開にも良い影響をもたらすものかという点は、支援の実施を検討する上で重要なポイントです。民法は法制度の基本になるものですし、例えば海外に進出する日本企業が現地です務所を借りる際など、あらゆる経済活動に関わってきます。もう一



特集 法整備支援

社会を支える「ルールづくり」への貢献

法律は、人々が安心して豊かに暮らすための土台だ。JICAが開発途上国への法整備支援を始めてから今年で20年を迎える。着実に支援の幅が広がっている一方で、一体どんな活動をしているのか想像もつかないという人も多いのでは。まだまだ広く知られていない法整備支援に関する疑問を、3人のなんプロ学生レポーターが、実際に支援に携わっている専門家にぶつけてみた。

山部 離婚という形をとり、前の奥さんにもお金を払わなければならないという制度にはできないのですか？

磯井 結果的に今の法案では前の結婚の効力がなくなることになりました。ただ、ネパールでは離婚は女性の社会的地位を下げる要因となるので、その点も議論になりました。

Q3

法律が成立した後はどうなるのか？国民に広めているのですか？日本では、インターネットや文献などで知る機会がありますか？

磯井 国民への周知もとても重要です。例えば各地でセミナーを行ったり、字が読めない人のためにイラストを使ったパンフレットを作ったりしています。モンゴルでは、テレビコマーシャルやドラマにして発信しました。

小澤 それは分かりやすいですね。最後に、これまでは聞いてみたい質問なのですが、お二人が考える法整備支援を一言で表すなら何でしょう？

伊藤 パツと思ひ浮かんだのは「絆」です。法整備支援は一人で行うものではありません。国と国、私たち専門家と相手国の人たち、その信頼関係を大切にしながら、この現状を何とかして国を良くしたいという熱意をみんなが持っているんです。その絆が何よりも大切だと思います。

磯井 私も似ています。コミュニケーションが大切だと思います。法制度は実体的な言葉によるものですが、私たちは言葉を通じて、社会や生活がこうなるとほしいという相手国の人たちの願いや、政策を形にするお手伝いをしています。もちろんなかなか思い通りにはいかないこともありますが、そんな過程も含めて大切なのはコミュニケーションだと思います。

つ忘れてはならないのが、法律はそこで暮らす人々の権利を守るものだという点。身体的自由や財産権などを不当に制限されたり侵害されたりするのを防ぐためにも重要なのです。

Q2

法整備支援の難しさはどこなところですか？

磯井 法律は言葉で書いたものが成果なので、言葉は大事にしなければなりません。正しく翻訳したつもりでも、お互いに受け取る意味が異なることはよくあります。

伊藤 どういう意味でその言葉が使われているかの確認を蔑ろにすると、お互い理解し合えません。

「法律のことは正直全然分かりませんが、そんな自分だからこそ伝えられることがあると思っています」
慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 スポーツマネジメント専修2年 荒井大貴さん

「最近、国際協力にもチャレンジしたいと思うようになりました。実際の専門家の方々の思いを知りたいです」
明治大学 政治経済学部経済学科3年 小澤尚輝さん

「今まで考えたことがなかった国際協力にも目を向けて、将来私にもできることがあるのか考えたいです」
筑波大学 医学群医学類3年 山部文子さん



右 法務省法務総合研究所国際協力部 教官/検事 伊藤浩之さん
2000年に検事に任官し、東京や神戸などの地方検察庁に勤務。10年に法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD) の教官となり、翌年から3年間、JICAの法整備支援プロジェクトの長期専門家としてラオスに派遣された。帰国後は大阪地方検察庁を経て、今年1月より再びICDの教官を務める。

左 JICA 産業開発・公共政策部 国際協力専門員/弁護士 磯井美葉さん
2000年に弁護士登録。JICAの法整備支援プロジェクトの長期専門家として、06年から2年間モンゴルに赴任、13年から1年間カンボジアに赴任した。現在は、JICA国際協力専門員を務める。

★なんとかしなきゃ! プロジェクト (なんプロ) 学生レポーターとは
学生ならではの視点で、開発途上国や国際協力・国際交流についての情報発信をしています。
<http://nantokashinaky.jp/studentreporter/report.php>

- 民法・会社法などの起草支援
- 弁護士養成支援



開発途上国に対する法整備支援や法律分野の人材育成はなぜ重要なのだろうか？
それは、法律が国を支える最も基礎的なインフラの一つだからだ。
日常生活や経済活動を円滑化する法律は、暮らしのあらゆる場面やこんな場面で役立っている。

暮らしの中の法 法整備支援は、 こんな風に役立っている！

- 民法・民事訴訟法などの起草支援
- 裁判手続きの改善支援
- 裁判官の能力強化支援



- 知的財産権制度の整備支援



- 行政手続法の起草支援



- 民法の起草支援
- 土地登記制度の整備支援



- 和解・調停制度の整備支援